

鳥取県立人権ひろば 2 1 指定管理者審査要項

鳥取県立人権ひろば 2 1（以下「ひろば」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、平成 1 8 年 4 月 1 日から、指定管理者制度を導入することとし、社団法人鳥取県人権文化センター（以下「人権文化センター」という。）を施設の管理等に関する業務を行う指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）として指名したいので、次のとおり必要書類等の提出を求め審査を行う。

1 施設の概要

名 称	鳥取県立人権ひろば 2 1
所 在 地	鳥取市扇町 2 1
設置目的	県民が生涯を通じて主体的に人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、もって人権意識の向上に資するため。
構 造	事務所棟：鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）2 階建て 車椅子駐車场上屋：鉄骨造り 車庫：鉄骨造り 自転車置場：鉄骨造り
敷地面積	875.56平方メートル
建築面積	事務所棟：570.30平方メートル 車椅子駐車场上屋：51.00平方メートル 車庫：21.00平方メートル 自転車置場：8.17平方メートル
開 館	平成 1 4 年 4 月 1 日
主な施設内容	事務所棟（事務室、交流スペース、人権ライブラリー、相談室、便所、倉庫、ポンプ室）、車椅子駐車场上屋、車庫、自転車置場、駐車場（駐車台数：11台（うち車椅子用駐車場 2 台））
入 居 者 （目的外使用許可）	(1)社団法人鳥取県人権文化センター 関係施設：事務室（1 F）車庫 (2)財団法人鳥取県部落解放研究所 関係施設：事務室（1 F） (3)鳥取県同和教育推進協議会 関係施設：事務室（1 F） (4)心のオアシス 関係施設：相談室（2 F） 毎週水曜日のみ

目的外使用許可については引き続き県が行う。

2 指定管理者が行う業務

(1) 業務の内容（詳細は別添鳥取県立人権ひろば 2 1 委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり）

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うこと。

ア ひろばの施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県立人権ひろば 2 1 の設置及び管理に関する条例（平成 1 3 年鳥取県条例第 4 7 号。以下「ひろば条例」という。）に基づくひろばの施設設備の維持管理及び運営に関する業務（施設の清掃、保守警備、保守管理及び修繕）

イ 利用者への措置命令等に関する業務

適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令

ウ その他ひろばの管理運営に関する業務

来館者の受付及び案内、火災、盗難等の事故及び事件の防止措置、利用指導、利用者へのサービス提供並びに施設の利用促進に関する業務

エ 人権ライブラリー（図書、ビデオ）の運営に関する業務

(ア)図書及びビデオの購入、貸出

(イ)図書管理（検索）システム、図書館ネットワークシステムの維持管理

- (ウ)遠隔地への図書の貸出サービス
- オ 交流スペースの利活用に関する業務
 - (ア)交流スペース、インターネットの維持管理
 - (イ)交流スペースを活用した人権啓発に関する小イベントの開催

(2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、ひろばの適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

指定管理者は、委託業務の遂行に当たり、県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくり及びひろばの利用の促進を目指すこと。

日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うとともに、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

イ 基本的事項

(ア) ひろばの開館時間は、指定管理者があらかじめ県の承認を得て決定すること。
この場合において、開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。

原則として、現行の開館時間より短く設定することはできない。

（開館時間は現行の開館時間を下回らないこと。なお、現行の開館時間は、午前9時から午後5時までである。）

(イ) ひろばの休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

原則として、現行の休館日数より多く設定することはできない。

（休館日は現行の日数を上回らないこと。なお、現行の休館日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日である。）

(ウ) ひろばの利用の制限

ひろば条例第7条の規定に基づき、次のいずれかに該当し、又は該当する恐れのある者に対しては、ひろばの利用を拒み、又はひろばからの退去を命ずることができること。

a ひろばの施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者

b 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食する者

c 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者

(エ) 個人情報の保護

指定管理者は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第11条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、ひろばの管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(オ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第38条第1項の規定を遵守し、ひろばの管理に関して保有する情報の積極的な公開に努めること。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、仕様書によること。

イ 指定管理者が行う委託業務を一括して第三者に委託することはできないこと。ただし、県の承認を受けて、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者へ委託することができること。

なお、あらかじめ事業計画書に記載し、承認を受けた場合は、改めて県の承認を受ける必要はないこと。

- ウ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。
- エ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が通勤のために使用することのできる施設内駐車場はないこと。

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までとする。この場合において、ひろばの管理を継続することが適当でないとき認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 委託料の取扱い等

(1) 委託料の支払

県は、ひろばの管理運営に必要な経費として委託料を支払う。

指定期間中の委託料の総額は、33,405,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限として別途協定で定める額とする。各年度ごとの支払額は、協定に定める指定期間中の総額を指定期間(3年間)で除した額を原則とする。

支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

なお、協定に定める額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補てんしない。

(2) 委託料の精算

指定管理者は、10の(2)に規定する、管理に係る経費の収支状況を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後30日以内に県に提出する。

県は、提出された事業報告書をもとに検査を行い、委託料の精算を行う。

精算の結果、概算払した委託料に不用額が生じたときは、県の指示するところにより、その不用額を県に返還するものとする。

なお、県は次年度においてその額に相当する額を、指定管理者が設ける基金(公益目的の事業や受託管理施設の管理に要する経費に限って活用できる基金)に対し、補助金として交付する予定。

5 県及び指定管理者の責任の分担

県と指定管理者との責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県と指定管理者とが締結する協定で定める。

項目		県	指定管理者
施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの		
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの		
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕		
備品の購入	施設等の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が必要と認める備品		
	施設等の管理の観点から、委託料で購入することを県があらかじめ指示する備品		
	その他の備品		
火災保険(建物)の加入			
委託業務に要する経費(上記のうち県の責任分担とされたものを除く。)の負担			

協議事項は、事案の原因ごとに判断すること。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

修繕とは、施設等の劣化部分若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

6 審査等の日程

指定管理者の審査は次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合、人権文化センターにはその旨通知を行う。

質問事項の受付	(決裁日) から同年11月8日(火)まで 質問事項の提出場所は7の(1)の書類の提出場所に同じ。 質問者には、個別にファクシミリ又は電子メールにて回答する。
書類受付期限	平成17年11月9日(水)
面接審査	平成17年11月14日(月) (時間、場所、実施方法等は、人権文化センターに別途通知する。)
審査結果の通知	平成17年11月下旬
指定管理者の指定	平成17年12月下旬(議会の議決を経て行う。)
協定の締結	平成18年2月下旬

7 書類の提出方法等

(1) 書類の提出方法及び提出場所並びに提出期限

ア 書類は、持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」という。)による同条2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、平成17年11月9日(水)の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

イ 書類の提出場所

鳥取県総務部人権局人権推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地(県庁第1庁舎5階)

電話 0857-26-7590 ファクシミリ 0857-26-8138

メールアドレス jinkensuishin@pref.tottori.jp

(2) 提出書類

審査に当たって、次の書類を提出すること。この場合において、書類の作成及び提出に要する費用は、すべて人権文化センターの負担とする。なお、各書類の説明は、別紙提出書類一覧を参照すること。

ア ひろばの委託業務に関する事業計画書〔様式1〕

イ ひろばの委託業務に関する収支計画書〔様式2〕

ウ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

エ 書類提出の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

オ 書類提出の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

カ 当該法人等の概要(ひろばの管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。)を記載した書類〔様式3〕

キ 当該法人等の役員名簿

ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納(納付期限が到来していないものを除く。)がないことを証明する書類

ケ アからクまでの書類のうち該当のないものについての申立書

(3) 書類の提出部数

正本1部及び副本6部(副本は、複写可とする。)

(4) 提出に当たっての留意事項

- ア 人権文化センターが提出する事業計画書等の著作権は、人権文化センターに帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。
- イ 提出された書類は、返却しないこと。
- ウ 提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は人権文化センターの正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。
- エ 書類の提出期限後、提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。
- オ (3)の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。
- カ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）ひろば条例、その他の関係法令を承知の上で提出すること。

8 指定管理者の審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等の委員で構成する鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査基準に基づいて総合的に評価して、人権文化センターの審査を行う。

(2) 審査基準

指定管理候補者の審査は、次に掲げる審査基準に基づき行う。

	審査基準	審査項目
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第4条第1号)	1 管理運営の基本的な考え方の適合性 (1)施設の設置目的 (2)管理運営の方針
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第4条第2号)	1 管理の基準及びサービス提供への取組 (1)開館時間、休館日、サービス向上策 (2)利用促進策、個人情報保護 (3)情報の公開 2 施設設備の維持管理の水準の妥当性 3 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 4 利用者等の要望の把握の妥当性 5 ライブラリーの運営方針 6 交流スペースの活用方針
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第4条第2号)	1 収支計画及び見積り内容の妥当性等
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第4条第3号)	1 団体の財政基盤、経営基盤の妥当性 2 組織及び職員の配置等の妥当性等

(3) 面接審査等

人権文化センターの審査に当たっては、資格等を審査した後、平成17年11月14日開催予定の審査委員会において、7の(2)の書類により面接審査を行う。この場合において、面接審査の日時、場所、実施方法等は、人権文化センターに別途通知する。

(4) 指定管理の候補者の決定及び公表

(3)の面接審査の後、審査委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を決定する。その審査内容は、書面で通知するとともに、ホームページ等で公表する。

(5) 審査対象の除外等

人権文化センターが次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。また、(4)の決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

- ア 審査委員会の委員に個別に接触したとき。
- イ 書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。
- ウ 書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- エ 書類等の提出後に、事業計画の内容を変更したとき。
- オ その他不正な行為があったとき。

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、8の(4)の指定管理候補者をひろばの指定管理者とする旨の議案が平成17年11月鳥取県議会で議決された後、行う予定である。

(2) 協定の締結

ア 県及び指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、平成18年3月末までに協定を締結するものとする。

イ 協議の内容として、想定される項目は、次のとおりである。

- (ア) 指定管理者の責務
- (イ) 業務範囲に関する事項
- (ウ) 県が支払う委託料の額及び支払方法等に関する事項
- (エ) 事業報告等に関する事項
- (オ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項
- (カ) 責任分担に関する事項
- (キ) 管理上の留意事項
- (ク) その他

(3) 留意事項

ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、当該指定を取り消すことがある。

イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

- (ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実にないと認められるとき。
- (イ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数の実績等を業務報告書としてまとめ、当該業務報告書とその翌月15日までに県に提出すること。

(2) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第8条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

11 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由によりひろばの適正な管理の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

この場合において、指定管理者が県が指定する期間内に改善することができなかった場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、ひろばの適切な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由によりひろばの適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

12 災害時の施設使用

(1) 次のいずれかに該当する場合は、ひろばの使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第1条に規定する武力攻撃事態等(以下「武力攻撃事態等」という。)に当たり、ひろばを閉館し、住民の避難及び救援に使用する必要があると県が認めるとき。

イ ひろばについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第148条の規定により県が避難施設の指定をしようとするとき。

ウ ひろばについて、鳥取市地域防災計画により鳥取市から、避難のための立退き先としての指定に係る同意の申し出があったとき。

(2) (1)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

(3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のためにひろばを閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館するよう努めること。

13 添付資料

(1) ひろばの概要(資料1)

(2) ひろばの入館者数の実績(資料2)

(3) ひろばの年度別収支状況(資料3)

(4) 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例(資料4)

(5) 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(資料5)

(6) 施設、設備の保守管理等について(資料6)

14 その他

書類の内容に関する調査

必要に応じて、書類等の内容について、聴取調査を行う。この場合において、詳細は、後日連絡する。

〔別紙〕

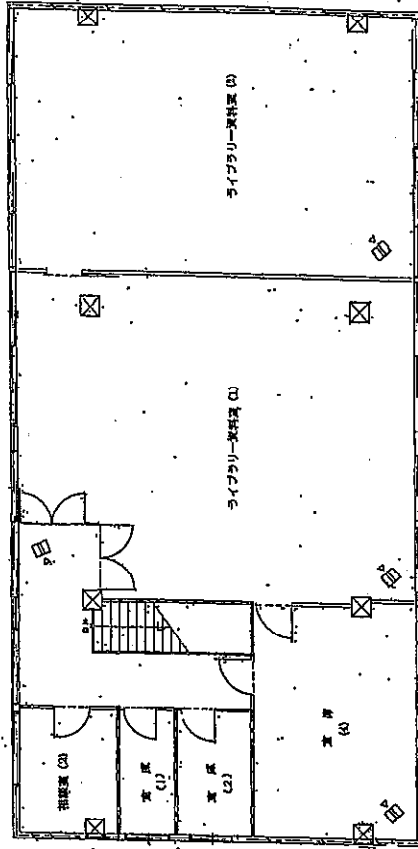
提出書類一覧

書類名	説明
ア ひろばの委託業務に関する事業計画書	様式1によること。
イ ひろばの委託業務に関する収支計画書	様式2によること。
ウ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	
エ 書類提出の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	昨年度の財務状況を明らかにできる書類。
オ 書類提出の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	昨年度の事業内容を明らかにできる書類。
カ 当該法人等の概要（ひろばの管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	様式3によること。 組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績
キ 当該法人等の役員名簿	書類の提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと。）及び住所の記載のあるもの
ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（ただし、（決裁日）以降に交付されたものに限る。）
ケ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。

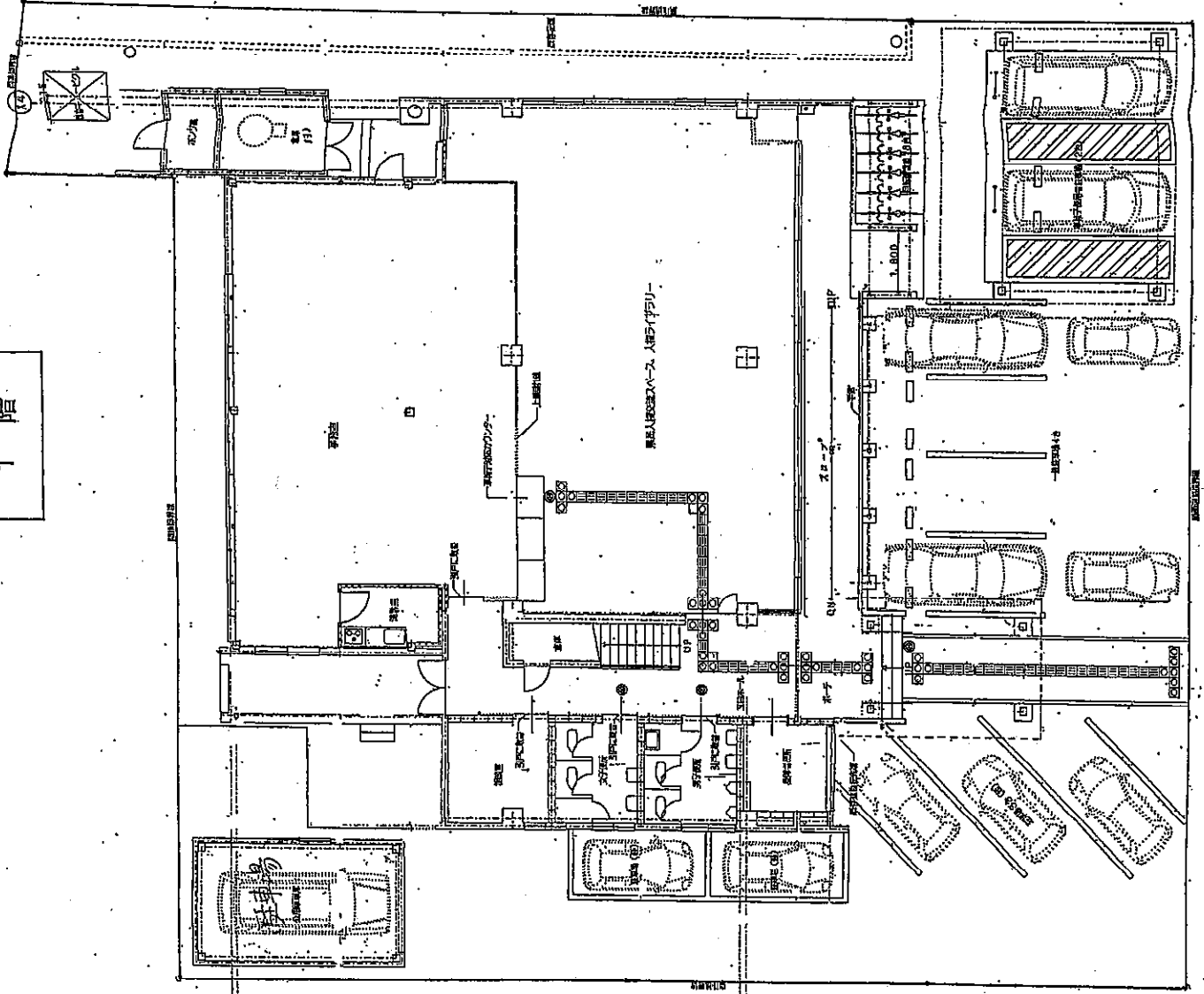
鳥取県立人権ひろば 2 1 施設概要

施設場所	鳥取市扇町21
敷地面積	875.56㎡
建築面積	事務所棟 570.30㎡ 車椅子駐車場 51.00㎡ 車庫 21.00㎡ 自転車置場 8.17㎡
延床面積	650.47㎡
構造	事務所棟 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 車椅子駐車場 鉄骨造り 車庫 鉄骨造り 自転車置場 鉄骨造り

2 階



1 階



鳥取県立人権ひろば21 年度別入館者数

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
4月	381	566	362
5月	537	534	401
6月	499	614	609
7月	570	527	447
8月	514	481	485
9月	472	440	403
10月	613	492	451
11月	442	627	505
12月	363	391	359
1月	386	386	309
2月	413	504	317
3月	503	455	345
合 計	5,693	6,017	4,993
1日平均入館者数	16.5	17.3	14.4

※開館日数は、平成14年度346日、平成15年度347日、平成16年度346日です

鳥取県立人権ひろば21年度別収支状況

(単位:円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
収入	11,415,685	11,559,727	11,256,510
管理委託料	11,415,685	11,559,727	11,256,510
支出	11,415,685	11,559,727	11,256,510
管理費	6,376,616	6,845,673	6,531,584
人件費	2,576,070	3,330,303	3,410,318
消耗品費	201,665	196,883	230,692
清掃費	1,512,639	1,560,732	1,560,732
警備費	138,600	138,600	138,600
光熱水費	1,210,720	1,202,011	1,128,998
施設設備保守管理費	62,244	62,244	62,244
修繕費	674,678	354,900	0
事業費	5,039,069	4,714,054	4,724,926
※1 賃借料	2,675,599	2,735,471	2,661,929
役務費	75,756	64,209	72,698
※2 備品購入費	1,588,583	1,370,890	1,019,230
イベント開催経費	699,131	543,484	971,069
差引収支	0	0	0

※1 内訳は、図書管理システム使用料、図書館ネットワークシステム使用料、インターネット使用料です。

※2 内訳は、ライブラリー図書、ビデオ、関連備品です。

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立人権ひろば21の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 県民が生涯を通じて主体的に人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供し、もって人権意識の向上に資するため、鳥取県立人権ひろば21(以下「人権ひろば21」という。)を鳥取市に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、人権ひろば21に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

(1) 人権ひろば21の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、人権ひろば21の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定管理者条例」という。)第5条第1項第1号及び第3項の規定により、指定管理者条例第3条及び第4条の規定によらず、人権ひろば21の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 人権ひろば21の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 人権ひろば21の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限等)

第7条 人権ひろば21においては、次の行為をしてはならない。

(1) 人権ひろば21の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、人権ひろば21の利用を拒み、又は人権ひろば21からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、人権ひろば21の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、人権ひろば21を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、人権ひろば21の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及び新条例第4条の規定による選定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の規定によりされた行為の制限、措置命令等は、新条例の相当する規定によりされた行為の制限、措置命令等とみなす。

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる施設)

第2条 指定管理者に管理を行わせることができる公の施設については、それぞれの公の施設の管理に関する条例の定めるところによる。

(指定管理者となることができない法人等)

第2条の2 鳥取県議会の議員、知事、副知事、出納長、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添付して、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）の指定する日までに、当該知事等に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（次条において「事業計画書」という。）
- (2) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

(選定基準)

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の施設の指定管理候補者を選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が当該申請に係る公の施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該申請に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、当該申請に係る公の施設の管理の業務に係る経費の効率化が図られるものであること。
- (3) 法人等が事業計画書に沿った当該申請に係る公の施設の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) その他知事等が当該申請に係る公の施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(指定管理候補者の選定の特例)

第5条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 公の施設の設置目的、特性、規模等を考慮し、特に必要があると認められるとき。
- (2) 第3条の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理候補者を選定することができなかったとき。
- (3) 指定管理候補者を指定管理者として指定することができなくなり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- (4) 指定管理者が法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消されたとき。

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準によって審査し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

3 第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、それぞれの公の施設の管理に関

する条例にこの旨を定めるものとする。

(指定管理者の指定等)

第6条 知事等は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得たときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第7条 知事等は、指定管理者と当該公の施設（以下「管理施設」という。）の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理施設の管理に関する事項
- (2) 法第244条の2第7項の事業報告書に関する事項
- (3) 県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (5) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) その他知事等が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日から起算して30日以内に、当該年度分として、当該指定を取り消された日までの期間について事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理施設の管理の業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 管理施設の利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他知事等が管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(損失の補償)

第9条 県は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損失が生じても、その補償の責めを負わない。

(原状回復義務等)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった管理施設及びその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事等の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、故意又は過失により管理施設の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第11条 指定管理者若しくは指定管理者であった者又は管理施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、管理施設の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は管理施設の管理以外の目的に使用してはならない。

(情報の開示)

第12条 指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の趣旨にのっとり、管理施設の管理に関して保有する情報の開示に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則 (平成16年鳥取県条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
〔平成16年12月28日施行〕

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

- 2 鳥取県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この項において「追加項」という。）を加える。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(委託等に伴う措置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前3項の規定は、実施機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。</u></p>	<p>(委託に伴う措置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>

(鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正)

- 3 鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(包括外部監査契約に基づく監査)</p> <p>第2条 法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 県が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの<u>の出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの</u></p>	<p>(包括外部監査契約に基づく監査)</p> <p>第2条 法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 県が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているもの<u>の出納その他の事務の執行で当該委託に係るもの</u></p>

(鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正に係る経過措置)

- 4 地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき県が公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものに対する鳥取県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

- 5 鳥取県情報公開条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出資法人及び指定管理者の情報公開)</p> <p>第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）を支出している法人（公社を除く。以下「出資法人」という。）及び県が<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる同項に規定する指定管理者（指定管理者が出資法人である場合を除く。以下「指定管理者」という。）</u>は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人及び指定管理者の保有する情報（指定管理者にあつては、当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。）の公開に努めなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(出資法人の情報公開)</p> <p>第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費（以下「資本金等」という。）を支出している法人（公社を除く。以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に努めなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(出資法人及び指定管理者の情報公開の推進のための措置)</p> <p>第39条 知事は、出資法人及び指定管理者について、その性格及び業務内容に応じ、当該出資法人及び指定管理者の情報（指定管理者にあつては、当該指定管理者が管理する公の施設に係るものに限る。以下同じ。）の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 知事は、出資法人及び指定管理者の情報の公開に関する県民の相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>3 知事は、出資法人又は指定管理者の情報の公開に関する苦情の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該出資法人又は指定管理者に対して指導を行うものとする。</p>	<p>(出資法人の情報公開の推進のための措置)</p> <p>第39条 知事は、出資法人について、その性格及び業務内容に応じ、当該出資法人の情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 知事は、出資法人の情報の公開に関する県民の相談、苦情の申出等に応じるとともに、必要な情報提供を行うため、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>3 知事は、出資法人の情報の公開に関する苦情の申出を受けたときは、申出の内容を調査の上、必要があると認めるときは、当該出資法人に対して指導を行うものとする。</p>

附 則 〔平成17年鳥取県条例第18号〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

〔平成17年3月29日施行〕

施設、設備の保守管理等について

外部への委託の状況

区 分	委 託 先	金額（年額）
庁舎清掃	山陰リネンサプライ(株)	1,560,732円
警備	山陰警備保障(株)	138,600円
電気工作物保全	(財)中国電気保安協会	62,244円